

カンボジア 2011 年経済センサス試験調査の概要

1. はじめに

総務省統計局、統計研修所及び(独)統計センターは、国際協力機構(JICA)によるカンボジア計画省統計局(以下「NIS」という。)に対する技術協力プロジェクト「カンボジア政府統計能力向上計画」に、プロジェクト発足当時(2005年)から継続して参加している。本プロジェクトのフェーズ1及びフェーズ2を通じて、主に2008年人口センサス及び2009年全国事業所リスティングを支援してきたところであり、また、今後のフェーズ3では主に2011年経済センサスを支援する予定である。

その2011年経済センサスに向けた準備作業の一環として、2010年3月に2011年経済センサス試験調査(以下「試験調査」という。)が実施された。筆者は、その実地調査に立ち会う機会を得たので、以下に、その概要を報告する。

なお、プロジェクトの概要は次のページで参照可能である。

<http://www.stat.go.jp/info/meetings/cambodia/phase3.htm>

2. 2011年経済センサスへ向けた取り組み

経済センサスは、カンボジアでは史上初の試みであるため、これまで準備段階として、2006年にプノンペン事業所リスティング、2007年にプノンペン事業所統計調査及び2009年2月に全国事業所リスティングと、徐々に規模を拡大させ実施経験を積んできた。今回の試験調査は、本調査のちょうど1年前の時期に行われ、準備作業の最終段階という位置づけとなっている。

3. 調査の概要

(1) 調査の目的

調査の目的は、本調査の調査票様式やマニュアル、調査方法などについて、問題がないか最終的に確認することである。

なお、経済センサスは、カンボジアにとって史上初の試みであるため、その結果と比較し得る統計はほとんど存在しない。そこで、今回の試験調査を標本調査としても位置付け、得られたデータを用いて推計を行い、本調査の結果と比較分析することも考えている。

(2) 調査期日及び調査期間

調査期日は、2010年3月1日、調査期間は、3月1日から31日までの1か月間である。この時期に調査を実施する理由は、3月は、カンボジアでは乾季であるためである。

カンボジアでは舗装されていない道路が多く、雨季では通行が困難になるため、道路状態の良い乾季を選んだ。ちなみに、2008年人口センサスも3月に実施された。

(3) 調査の根拠法令

カンボジア統計法第6条

カンボジア2011年経済センサス令第10条

(4) 調査の対象

従業者数100人以上の大規模事業所は、すべての事業所を調査し、従業者数100人未満の事業所は、「抽出された村(village)」に存在するすべての事業所を調査する。ここで「抽出された村」とは、2009年全国事業所リランキングで得られた結果を踏まえて、州別、優勢産業3分類(各村内に存在する事業所を産業3大分類(2次産業、卸売り・小売業、一般的な3次産業)に分けた時、事業所数が最大となる分類。)別及び従業者規模別に抽出された199村(全体の約70分の1)のことである。

なお、国際標準産業分類(ISIC)で掲げる産業のうち、農林漁業、官公庁、軍隊や外国公務、ホームヘルパーなどに属する事業所は、調査対象から除かれる。

また、ここで事業所とは、国連の定義に基づき、「固定の場所において1つの管理の下で経済活動を営んでいる単位」としている。そのためカンボジアでよく見受けられる、簡易タクシーや行商売りといった移動事業所は対象としない。

(5) 調査方法

調査員が各事業所を訪問し、各事業所の代表者又はオーナーにインタビューした上で、調査員が調査票に記入する方式(他計方式)である。

(6) 調査票及び調査事項

調査票は、英語・クメール語(カンボジアの現地語)併記の6ページからなる冊子であり、事業所の識別情報、事業所の属性、事業所の財務情報の3つに大別される次の21の調査事項から成っている。

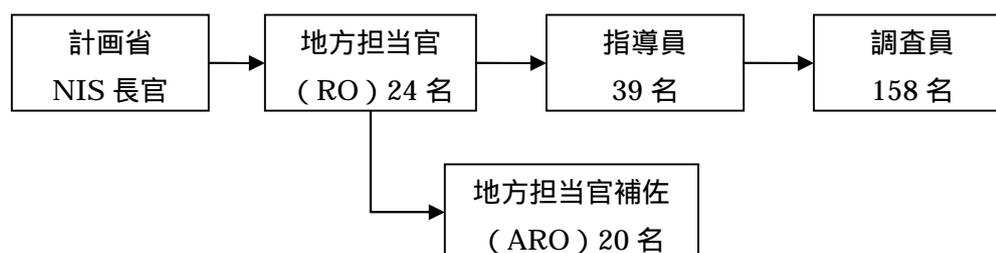
なお、財務情報に関する調査事項は、既存の貸借対照表及び損益計算書から容易に転記できるようになっており、抵抗の大きい調査事項に配慮して記入のしやすい設計となっている。

1. 州、District等の地域情報
2. 名称、所在地等の事業所情報
3. 事業所の代表者の特性(性別、カンボジア国籍か否か)
4. 商業省への登記の有無及び公的許認可又は営業許可を受けた省庁名
5. 経営組織の区分
6. 単独事業所、本社、支店の別
7. 営業場所の所有関係、種類(路上、市場内、ショッピングセンター内等)、面積

8. 営業時間
9. 営業開始年
10. 3月1日直前1週間に実際に働いた従業上の地位別従業者数
11. 主な事業の内容
【以下12～14は、5で「合名会社」、「合資会社」、「有限会社」、「公立の有限責任会社」または「外国会社の子会社」、かつ、6で「本社」と回答した場合のみ回答する。】
12. 支店数
13. 企業全体の全正規職員数
14. 企業全体の事業の種類（2種類）
【以下15～21は6で「単独事業所」または「本社」と回答した場合のみ回答する。】
15. 貸借対照表、損益計算書の有無
【16は、15で「ない」と回答した場合のみ回答する。】
16. 最近1か月間の売り上げ額、営業経費、営業日数
【以下17～21は15で「ある」と回答した場合のみ回答する。】
17. 2009年末の総資産額（固定資産額、原材料在庫額、完成品在庫額等の流動資産額）
18. 2009年末の総資本額
19. 2009年末の固定負債額
20. 2009年末の流動負債額
21. 発生主義会計による2009年の総収入額（工業製品売り上げ額、サービス売り上げ額等営業収入額、その他収入額）、総支出額（賃金、光熱費、賃借料等営業経費、支払利息額、収益税額等）

(7) 調査系統

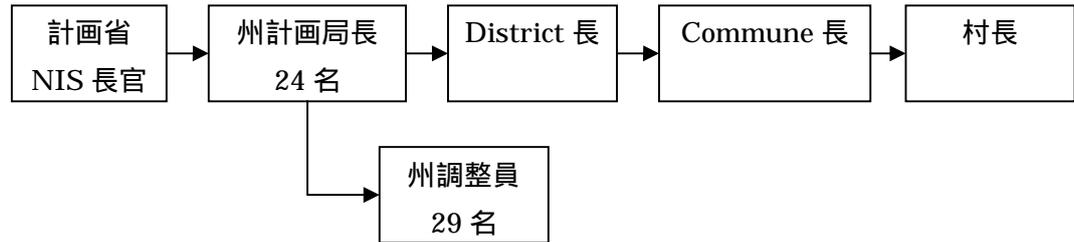
調査ライン



カンボジアでは、実地調査を指導・監督するため、NIS 職員を地方担当官（RO）及び地方担当官補佐（ARO）として、各州に派遣しているのが特徴である。RO は、各州に1名配置され、ARO 及び指導員を指導・監督する。ARO は、従業者数100人以上の大規模事業所が存在する州のみに配置され、大規模事業所の調査のみを担当する。指導員は、調査員を指導・監督する。調査員は、従業者数100人未満の事業所の調査を担当する。

なお、指導員及び調査員は、計画省、州計画局及び District 州計画事務所の職員、すなわち、計画省の行政ラインの職員が担当している。

行政ライン



州調整員は、州商業局や州工業局など、州計画局以外の中央政府の出先機関の職員が担当している。州調整員の役割は、監督官庁としての立場から、調査拒否事業所への対応や、トラブル時の事業所との調整等である。

なお、District 及び Commune とは地方行政地域であり、カンボジアの地方行政地域は、上位から順に州、District、Commune、村となっている。

(8) 調査経費

調査経費は、合計約 23 万米ドルである。

ただし、宿泊費は、必要な場合に限って支給され、また、特別交通費も、離島や僻地の場合に限って別途支給されている。

調査員手当： 日当 5 ドル/日、交通費 8 ドル/日、宿泊費 6 ドル/日

指導員手当： 日当 6 ドル/日、交通費 9 ドル/日、宿泊費 6 ドル/日

RO,ARO 手当： 日当 6 ドル/日、交通費 14 ドル/日、宿泊費 6 ドル/日

州計画局長、州調整員手当： 日当 6 ドル/日、交通費 4 ドル/日

4. 指導員・調査員研修

指導員・調査員研修は、NIS 職員が講師となり、実地調査に先だって 2010 年 2 月 15 日から 18 日まで、22 日から 25 日までの 2 組に分けて 4 日間ずつ実施された。研修の対象者は、指導員及び調査員のほか、RO、ARO、州計画局長及び州調整員である。

5. 実地調査の様子

調査員は、経済センサスのロゴ入りのお揃いの T シャツ及び帽子を着用し、お揃いの出で立ちで、調査に当たった。このお揃いの出で立ちは、広報のほか、かたり調査の防止にも効果的である。

調査初日の 3 月 1 日には、計画大臣の実地視察が行われた。計画大臣は、調査員とお揃いの出で立ちをし、事業所の従業員に対して調査に関する説明を行うなど、自ら調査への協力依頼を行う姿には驚かされた。すなわち、それほど経済センサスに力を入れているということが伺える。この様子は当日夜の TV でも取り上げられていた。



写真 1 計画大臣の実査視察の様子

6. 調査結果

(1) 調査票回収率

現在 NIS では集計中であり、詳細な結果はまだわからないが、ここでは調査票回収について見ることにする。

従業者数 100 人未満事業所については、調査対象となった 6,351 事業所すべてから調査票を回収することができ、調査票回収率は 100%であった。一方、従業者数 100 人以上の大規模事業所については、調査拒否する事業所が多かったため、調査対象となった 692 事業所のうち 542 事業所からのみしか調査票を回収できず、調査票回収率は 78%にとどまった。なお、ここでいう調査票回収率とは、回収できた調査票の割合であり、回収された調査票上の回答状況は加味していない。

(2) 問題点とその対応

問題点としては、大規模事業所の調査拒否が多いことが第一に挙げられる。オーナーの協力が得られないことや、オーナーの不在が主な原因のようである。その対策として、大規模事業所のオーナーや代表者等を事前に会議に招聘して、経済センサスの趣旨を直接説明する機会を作るべきである、という意見が事後報告会で出された。

7. おわりに

経済センサスから得られるカンボジア全体の基本的な経済情報は、今後もカンボジアが経済成長を続けて行く上で不可欠なものである。我が国の支援の下、カンボジア史上初の経済センサスが実施されることは大変誇らしく、また光栄なことである。

今後、カンボジアが良い方向へ向かうためには、まず、カンボジアの現況を正確に把握した上で、適切な政策を実施することが必要であり、その手段として統計は不可欠なものである、と改めて感じた。それに向けての重要なステップである今回の試験調査の現地調査に立ち会うことができたのは、筆者にとって大変有意義な体験であった。

今回の試験調査を通じて、無事に経済センサスへ向けての準備が整い、2011 年経済センサスが成功裏に終わることを切に願っている。